公　　示

水路業務法（昭和 25 年法律第 102 号）第 8 条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和８年 10 月 19 日

第七管区海上保安本部長
大達　弘明（公印省略）

1　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

（1）名　　称　　九州地方整備局 博多港湾・空港整備事務所
　　住　　所　　福岡県福岡市中央区大手門二丁目 5 番 33 号

（2）名　　称　　第七管区海上保安本部
　　住　　所　　福岡県北九州市門司区西海岸一丁目 3 番 10 号

2　水路測量を実施する区域及び期間

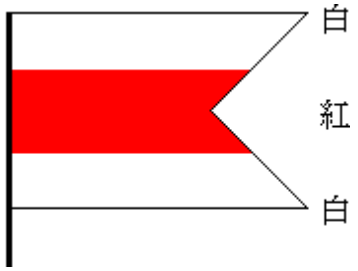
（1）区　　域　　博多港第２区（付図に示すとおり）
（2）期　　間　　令和８年 11 月 9 日から
　　令和８年 12 月 11 日までのうち 1 日

3　水路測量の実施方法

GNSS による測位、マルチビーム音響測深機による測深

4　航行船舶に対する安全措置

（1）水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和 25 年運輸省令第 55 号）第 6 条に定める標識を掲揚



（2）七管区水路通報に掲載する。

付図

点	経緯度（世界測地系）		備　考
	緯　度	経　度	
①	33°40'15.9639"	130°23'58.0078"	調査区域
②	33°40'12.8389"	130°24'00.5121"	
③	33°40'11.6090"	130°23'58.3170"	
④	33°40'14.7353"	130°23'55.8151"	

